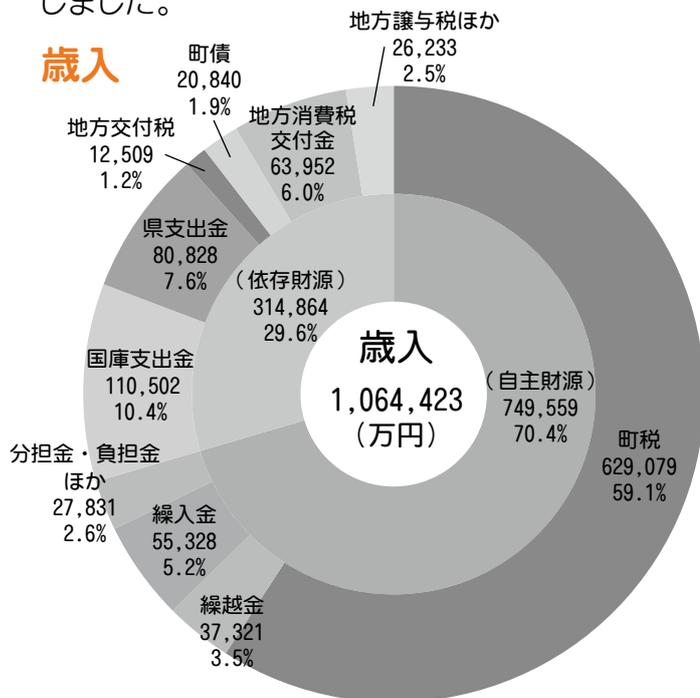


平成30(2018)年度 決算の報告

平成30年度(平成30年4月～平成31年3月)の決算がまとまり、9月議会において認定されましたので、その概要についてお知らせします。また、詳細な数値等については、町ホームページにて公表しています。

一般会計の決算額は、歳入106億4,422万5,240円(前年度比▲20.9%)、歳出101億8,444万3,854円(前年度比▲22.2%)となりました。差引額4億5,978万1,386円は令和元年度へ繰り越しました。

歳入



町税収入は、前年度に法人町民税収額の大幅な増収がありましたが、増収は単年度にとどまり、前年度と比較して22億3,235万円(▲26.2%)の大幅な減収となりました。

地方交付税は、2年ぶりに普通交付税の不交付団体となったため、特別交付税のみの収入となり、こちらも減収となりました。

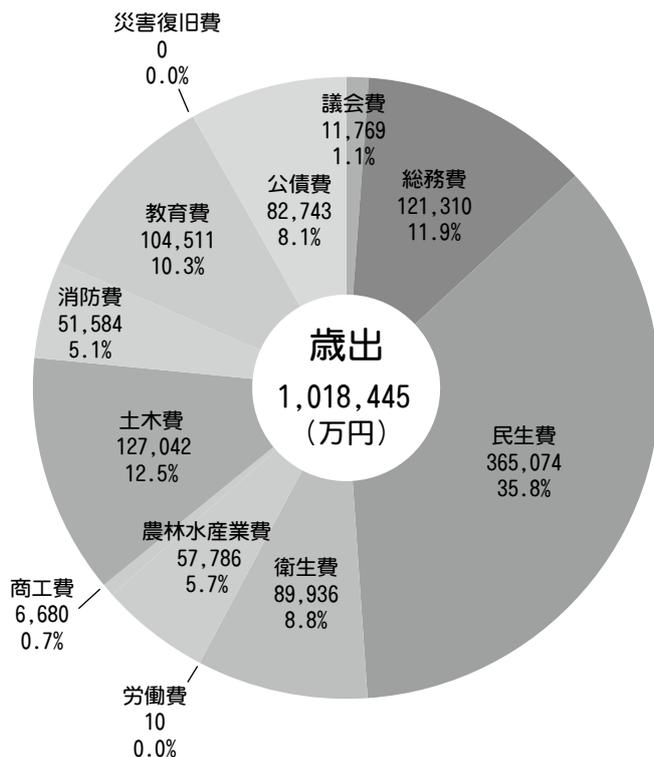
一方で、財源確保のために財政調整基金及び町債管理基金の取崩しを行っていること等により、繰入金は前年度比5億1,853万円増額(+1,492.1%)となっています。

歳出

目的別に見ると、民生費の割合が一番多くなっています。障がい者自立支援給付事業(4億9,011万円)などの障がい福祉事業や、児童医療費助成などの各種医療費支給事業(1億4,812万円)等、社会保障に対する事業費は、年々増加傾向にあります。

次に多いのは土木費となっており、社会資本整備総合交付金(国の補助金)を利用して進めている道路整備事業(1億3,928万円)などの事業を計画的に行っています。

前年度より増額となった費目としては、新最終処分場の建設を行っているため、宇都宮市へ支払うごみ処理施設運営のための負担金が増加(+1億7,641万円)したこと等により、衛生費が1億5,162万円の増(+20.3%)となったほか、農産物直売所整備事業(2,770万円)等を行った農林水産業費が、4,076万円の増(+7.6%)となっています。



特別会計及び水道事業会計の決算

特定の事業を行うために、一般会計とは区別して経理される各会計の決算は下表のとおりです。決算の差引額については、それぞれ令和元年度へ繰り越しました。

会計	歳入 (前年度比)	歳出 (前年度比)	差引額	概要
国民健康保険事業 特別会計	31億5,666万円 (▲10.2%)	29億9,255万円 (▲9.0%)	1億6,411万円	保険給付費
介護保険事業 特別会計	21億7,847万円 (+1.4%)	20億7,914万円 (+1.1%)	9,933万円	介護サービスへの 給付費
後期高齢者医療 特別会計	2億6,407万円 (+5.2%)	2億5,922万円 (+4.1%)	485万円	後期高齢者医療広域 連合への納付金
公共下水道事業 特別会計	10億8,945万円 (▲9.6%)	11億622万円 (▲7.0%)	▲1,677万円	下水管布設工事費や 処理場の維持管理費
農業集落排水事業 特別会計	3億1,703万円 (+1.4%)	3億1,237万円 (+2.6%)	466万円	4地区処理施設の 維持管理費
水道事業会計 (収益的:営業面)	6億2,812万円 (+0.8%)	5億3,592万円 (▲2.3%)	9,220万円	配水場の維持管理費

基金の残高

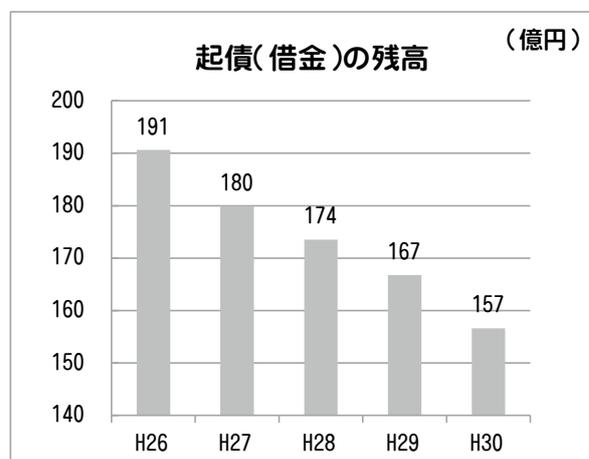
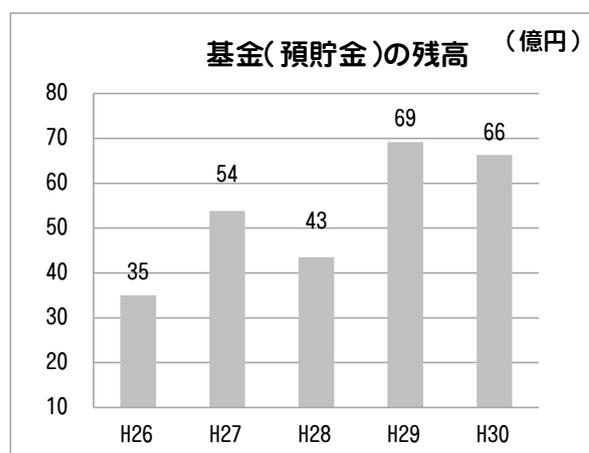
一般会計、特別会計を合わせた町全体の**基金**〔預貯金〕の**平成30年度末残高は、66億3,008万円**（前年度比▲2億9,105万円）となりました。なお、基金残高を町民1人当たりへ換算すると、212,169円（▲8,840円）となります。

起債償還に充てるため町債管理基金（▲4億1,140万円）を取り崩しているほか、法人町民税の予定納税分の償還金等、財源確保のために財政調整基金（▲1億833万円）の取崩しを行っています。公共施設等総合管理基金（+1億6万円）は、計画的に積立てを行っています。

起債の残高

一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた町全体の**起債**〔借金〕の**平成30年度末残高は、156億5,867万円**（前年度比▲10億1,779万円）となりました。なお、起債残高を町民1人当たりへ換算すると、501,093円（▲31,429円）となります。

道路整備事業や庁舎改修事業、公共下水道事業等のために、総額4億2,550万円を新たに起債しましたが、これは平成30年度の元金返済額14億4,329万円を大きく下回るため、総残高は本年度においても減少しています。



▶問い合わせ先=企画課 財政係 ☎569119

平成30(2018)年度決算 町の健全化判断比率

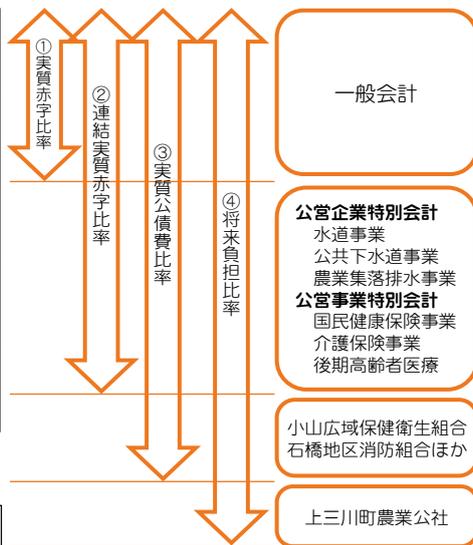
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

平成30年度の健全化判断比率は、4指標ともに「健全」段階となりました。

また、公共下水道事業特別会計において、資金不足比率が算定されましたが、平成31年度から地方公営企業法を適用するにあたり算定されたものです。資金不足比率は6.4%となりましたが、経営健全化基準の20%に達するものではないため、全ての会計において、「健全」段階となりました。

健全化判断比率

指標	上三川町の比率	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
①実質赤字比率	- (赤字なし)	13.46%	20.00%
②連結実質赤字比率	- (赤字なし)	18.46%	30.00%
③実質公債費比率	4.4%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	- (算定なし)	350.0%	-



資金不足比率

会計	上三川町の比率	経営健全化基準
水道事業会計	- (資金不足なし)	20.00%
公共下水道事業特別会計	6.4%	
農業集落排水事業特別会計	- (資金不足なし)	



健全化判断比率…地方公共団体の財政の早期健全化や再生の必要性を判断する①～④の財政指標。

- ①実質赤字比率…一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ②連結実質赤字比率…全ての会計を合算して、町としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ③実質公債費比率…町債(借金)の返済のために、町税等の経常的な収入がどの程度使われているかを指標化し、町債による財政負担の度合いを示すもの。
- ④将来負担比率…町が将来に向けて負担することになるお金の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

資金不足比率…公営企業特別会計(一般会計とは切り離して、独立採算制をとっています。)の資金不足を、公営企業の事業規模となる「料金収入」の規模と比較して指標化し、公営企業の経営状態の悪化の度合いを示すもの。「健全」段階と「経営健全化」段階との2つに区分される。

早期健全化基準…自主的な改善努力による財政の健全化が求められる基準(イエローカード)。

財政再生基準…国などの関与による確実な再生に取り組む基準(レッドカード)。

経営健全化基準…「経営健全化計画」を作り、自主的な改善努力により公営企業の健全化を図るべき基準。

▶問い合わせ先=企画課 財政係 ☎ 56 9 1 1 9